

大阪市告示第861号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、大阪市ふるさと寄附金について、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者の名称

- ① 株式会社さとふる
- ② 楽天グループ株式会社
- ③ 株式会社トラストバンク
- ④ 株式会社池田泉州JCB
- ⑤ 株式会社池田泉州DC

2 指定納付受託者の所在地

- ① 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F
- ② 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス
- ③ 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- ④ 大阪市北区豊崎三丁目2番1号
- ⑤ 大阪市北区豊崎三丁目2番1号

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

寄附金

4 指定日

令和8年6月30日

（政策企画室企画部政策企画担当）